

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会定款

平成17年1月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、唐津市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉総合相談事業
- (8) ボランティア活動の振興
- (9) 福祉資金貸付事業
- (10) 生活困窮者自立支援事業
- (11) 在宅介護支援センターの経営
- (12) 障害者訪問入浴サービス事業
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 地域住民グループ支援事業
- (15) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- (16) 介護予防教室事業
- (17) 唐津市民活動支援センター事業
- (18) 居宅介護支援事業の経営
- (19) 老人居宅介護等事業の経営
- (20) 老人デイサービス事業の経営
- (21) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (22) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (23) 高齢者介護予防健康づくり事業
- (24) 離島いきいき元気づくり事業
- (25) 福祉サービス利用援助事業
- (26) 福祉バス運行事業
- (27) 唐津市呼子町高齢者福祉センターの経営
- (28) 唐津市ひれふりランドの経営
- (29) 唐津市相知町老人憩の家の経営

- (30) 唐津市肥前町福祉センターの経営
- (31) 唐津市高齢者生活福祉センター(ひぜん荘)の経営
- (32) 大平山斎苑運営事業
- (33) 唐津市高齢者ふれあい会館の経営
- (34) 母子生活支援施設(双光園)の経営
- (35) 児童館の経営
- (36) 児童センターの経営
- (37) 放課後児童健全育成事業
- (38) 保育所の経営
- (39) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (40) 一時預かり事業の経営
- (41) その他この法人の目的達成のため必要な事業
(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者ととともに地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組むとともに、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、佐賀県唐津市二夕子三丁目155番地4に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を佐賀県唐津市浜玉町湊上1602番地1、佐賀県唐津市相知町相知2025番地、佐賀県唐津市肥前町入野甲1703番地、佐賀県唐津市鎮西町名護屋1530番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が225,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事に対する報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書))及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) 公益事業に関する重要な事項

(10) 収益事業に関する重要な事項

(11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は定時評議員会として、毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。この場合、評議員会の日々の1週間前までに評議員に対して、書面で通知

する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上13名以内

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法第45条の16の第2項第1号の理事長とし、常務理事をもって同条同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選出された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が別に定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。この場合、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、書面で通知する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第26条 理事会に議長を置き、議長は会長又は副会長とする。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、当該理事会に会長が出席しなかった場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

第6章 会員

(会員)

第29条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は別に定める。

第7章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第30条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。

3 この法人の設置経営する施設の長他重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 900万円

(2) 建物

- ① 佐賀県唐津市東唐津三丁目172番地8他5筆所在 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 あげぼの保育園舎 1棟及び附属建物(689.65㎡)
- ② 佐賀県唐津市江川町703番地1所在 鉄骨造スレート葺平家建 清和保育園舎 1棟及び附属建物(473.07㎡)
- ③ 佐賀県唐津市二タ子一丁目168番地3他2筆、373番地3所在 コンクリートブロック並びに鉄骨造アルミ葺、鉄骨造瓦葺、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 青葉保育園舎 3棟(948.45㎡)
- ④ 佐賀県唐津市東大島町2番地所在 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 大島保育園舎 1棟及び附属建物(472.78㎡)
- ⑤ 佐賀県唐津市町田三丁目1654番地所在 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 町田保育園舎 1棟(1,306.8㎡)
- ⑥ 佐賀県唐津市和多田先石3774番地1、3775番地1所在 鉄筋コンクリート造陸屋根・セメント瓦葺二階建 和多田保育園舎 1棟(1551.17㎡)
- ⑦ 佐賀県唐津市久里字八町574番地1、574番地3所在 木造合金メッキ鋼板葺平家建 くりのみ保育園舎 1棟及び附属建物(645.81㎡)
- ⑧ 佐賀県唐津市十人町147番地所在 木造アルミ瓦棒葺平家建 外町保育園舎 1棟(351.23㎡)
- ⑨ 佐賀県唐津市高島字前平881番地1所在 鉄骨造平家建 高島保育園舎 1棟及び附属建物(331.09㎡)
- ⑩ 佐賀県唐津市町田一丁目2646番地2所在 軽量鉄骨・鉄骨造スレート葺平家建 長松保育園舎 1棟(736.61㎡)
- ⑪ 佐賀県唐津市佐志中通4005番地他3筆所在 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 佐志保育園舎 1棟(568.06㎡)
- ⑫ 佐賀県唐津市二タ子二丁目1番地8所在 木造合金メッキ鋼板葺平家建 唐津市社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護唐津事業所 1棟(276.58㎡)
- ⑬ 佐賀県唐津市七山仁部字前川内98番地5、98番地1所在 木造合金メッキ鋼板葺平家建 唐津市社会福祉協議会通所介護七山第二事業所及び唐津市社会福祉協議会認知症対応型通所介護七山事業所 1棟及び附属建物(349.48㎡)
- ⑭ 佐賀県唐津市相賀字高尾5134番地2所在 木造スレート葺平家建 唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所おうか 1棟(293.39㎡)
- ⑮ 佐賀県唐津市半田天神元3232番地所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 くりのみ保育園半田分園舎 1棟(230.21㎡)
- ⑯ 佐賀県唐津市肥前町切木字仮屋藪乙548番地1所在 木造スレートぶき平家建 唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所きりご 1棟(243.35㎡)
- ⑰ 佐賀県唐津市山田字四ツ枝3297番地1、3303番地所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 町田保育園山田分園舎 1棟(230.96㎡)
- ⑱ 佐賀県唐津市竹木場字下ノ原5616番地1 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 長

松保育園竹木場分園舎 1棟(231.01㎡)

- ⑱ 佐賀県唐津市相賀字高尾5134番地2所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所おうか 1棟(325.79
㎡)

(3) 土地

- ① 佐賀県唐津市二夕子二丁目1番8所在 唐津市社会福祉協議会小規模多機能
型居宅介護唐津事業所敷地(2,105㎡)
- ② 佐賀県唐津市相賀字高尾5134番2所在 唐津市社会福祉協議会認知症対応型
共同生活介護事業所おうか敷地(2,707㎡)
- ③ 佐賀県唐津市相賀字高尾5140番1所在 唐津市社会福祉協議会認知症対応型
共同生活介護事業所おうか公衆用道路(209㎡)
- ④ 佐賀県唐津市肥前町切木字仮屋藪乙548番1所在 唐津市社会福祉協議会認
知症対応型共同生活介護事業所きりご宅地(408.52㎡)
- ⑤ 佐賀県唐津市久里字八町574番3所在 唐津市社会福祉協議会 くりのみ保育
園敷地(482.07㎡)
- ⑥ 佐賀県唐津市町田5丁目553番地1所在 唐津市社会福祉協議会 外町保育園
敷地(903㎡)
- ⑦ 佐賀県唐津市町田5丁目554番地1所在 唐津市社会福祉協議会 外町保育園
敷地(974㎡)

3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手
続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の
承認を得て、唐津市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合
には、唐津市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が
行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当
該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ
民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資にかかる担保に限
る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確
実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日
までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合
も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 法人後見事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10章 収益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 葬具の貸付及び葬祭用品の販売事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第11章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第44条 この法人が所有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、唐津市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を唐津市長に届けなければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞

なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長(理事)	原	満
副会長(理事)	井 手	昭 二
理 事	川 添	和 俊
同	吉 田	綏
同	保 利	喜 英
同	進 藤	正 美
同	牛 草	恵美子
同	川 崎	八州博
同	高 祖	美奈子
同	相 島	昭 敏
同	岡 崎	實
同	佐 伯	浩 子
同	田 崎	仁 治
同	川 口	半一郎
同	山 中	幸 光
同	久 満	泰 彦
監 事	草 川	展 二
同	吉 田	政 喜
同	米 光	紘 一

2 この定款は、知事の認可後法人合併登記完了の日から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可後法人合併登記完了の日から施行する。

附 則(平成18年6月21日佐賀県指令18地福第010014号認可)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成18年7月3日佐賀県指令18地福第010015号認可)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成19年5月22日佐賀県指令19地福第010005号認可)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成21年5月19日佐賀県指令21地福第010005号認可)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成22年2月5日佐賀県指令21地福第010193号認可)

この定款は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成22年12月15日佐賀県指令22地福第235号認可)

この定款は、平成23年1月4日から施行する。

附 則(平成23年6月8日佐賀県指令23地福第4号認可)

この定款は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成24年2月22日佐賀県指令23地福第73号認可)

この定款は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成24年 6 月25日佐賀県指令24地福第56号認可)
この定款は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成25年 3 月29日佐賀県指令24地福第338号認可)
この定款は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成26年 1 月23日唐保福第1610号認可)
この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成26年 3 月20日)
この定款は、理事会承認後から施行する。

附 則(平成26年 5 月27日)
この定款は、理事会承認後から施行する。

附 則(平成26年12月19日)
この定款は、平成26年12月19日から施行する。

附 則(平成27年 4 月 1 日唐保福第 7 号認可)
この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成27年 6 月15日唐保福第151号認可)
この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成28年 3 月22日)
この定款は、平成28年 3 月22日から施行する。

附 則(平成28年 5 月26日)
この定款は、平成28年 5 月26日から施行する。

附 則(平成28年11月 8 日唐保福第429号認可)
この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成29年 1 月19日唐保福第590号認可)
この定款は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成29年 6 月16日)
この定款は、平成29年 6 月16日から施行する。

附 則(平成30年 3 月29日唐保福第752号認可)
この定款は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成30年 8 月 8 日唐保福第246号認可)
この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。